クライアント契約

施行日:2026年10月1日(2026年10月22日改訂)

第1条(はじめに)

本クライアント契約(以下「本契約」)は、コモロ連合アンジュアン自治島において設立された法人HYPERFXMARKET LTD(会社番号16397、登記住所:Boulevard de Coalancanthe, Mutsamudu, Anjouan, Union of Comoros、Anjouan Offshore Finance Authority発行の国際ブローカー・クリアリングハウスライセンス番号 L16397/HFXM 保有。以下「当社」)と、登録手続きを完了し本契約に同意した自然人または法人(以下「お客様」)との間で締結されます。

本契約は、一般取引条件、リスク開示および警告書、最良執行および注文執行ポリシー、利益相反ポリシー、クライアント苦情処理手続き、マネーロンダリング防止(AML)およびKYCポリシー、ボーナスおよびプロモーション規約、個人情報保護方針、クッキーポリシー、制限対象国・地域に関する通知(以下総称して「関連規約」)とともに、当社がサービスを提供する条件を定めます。登録時に同意欄にチェックを入れること、または口座に入金もしくは口座を利用することにより、お客様は関連規約を読み、理解し、同意したものとみなされます。

関連規約は英語で作成されます。翻訳は参考のために提供されるものであり、相違がある場合は英語版が優先します。

第2条(定義および解釈)

「口座」とは当社に開設されたお客様名義の取引口座をいいます。「クライアントエリア」とは口座・入出金を管理するための安全なウェブポータルをいいます。「取引プラットフォーム」とはMetaTrader 5(MT5)のデスクトップ・ウェブ・モバイル端末および当社が提供するその他のプラットフォームをいいます。「銘柄」とはFX通貨ペア、貴金属・エネルギー・株価指数・株式・暗号資産を原資産とするCFDその他当社が提供する商品をいいます。「残高」とは入出金および確定損益の合計、「有効証拠金」とは残高に評価損益を加えたもの、「証拠金維持率」とは有効証拠金を必要証拠金で除した百分率をいいます。「営業日」とはコモロ連合の土曜・日曜・祝日以外の日をいいます。「ウェブサイト」とはhyperfxmarket.ai およびそのサブドメインをいいます。

見出しは便宜上のものです。単数形は複数形を含み、その逆も同様です。条項への言及は、別段の定めがない限り本契約の条項を指します。

第3条(発効および期間)

本契約は、当社がお客様に口座承認を通知した日に発効し、第24条に従って終了するまで継続します。当社は申込みを承認する義務を負わず、理由を示すことなく申込みを拒否することができます。

第4条(利用資格および制限対象国・地域)

お客様は、18歳以上(居住国の成人年齢がこれを上回る場合はその年齢以上)であり、本契約を締結する完全な法的能力を有し、銘柄の取引を妨げる法的制限を受けていないことを表明します。

当社は、米国、カナダ、欧州連合および欧州経済領域の加盟国、英国、イラン、朝鮮民主主義人民共和国、その他随時更新される制限対象国・地域に関する通知に記載された国・地域の市民または居住者に対して口座開設およびサービス提供を行いません。「米国人」には、米国市民、グリーンカード保有者、米国税務上の居住者、米国法に基づき設立された法人を含みます。お客様は制限対象国・地域の市民または居住者となった場合、直ちに当社に通知する

ものとします。

お客様は自らの意思でウェブサイトにアクセスします。ウェブサイト上のいかなる内容も、勧誘が違法となる法域における申込みの誘引または勧誘を構成するものではありません。

第5条(口座開設および本人確認(KYC))

口座を開設するには、オンライン申込みを完了し、正確かつ完全な情報を提供し、AMLおよびKYCポリシーに基づき求められる本人確認書類および住所確認書類を提出する必要があります。当社はさらに、資金源・財産源に関する情報、セルフィーまたはビデオによる確認、法人のお客様については実質的支配者を証する書類を求めることがあります。

確認が完了するまで、当社は入金、取引または出金を制限することがあります。お客様は登録情報を最新の状態に保ち、居住地の変更を含む変更があった場合は14日以内に当社へ通知しなければなりません。

お客様は口座の本人かつ実質的所有者として行動します。当社が承認した様式の委任状による場合を除き、第三者のための口座開設、第三者による入金または口座の運用は禁止します。

第6条(顧客区分および適合性)

すべてのお客様は、書面による別段の合意がない限り、リテール顧客として扱われます。当社は現在、プロフェッショナル顧客または適格カウンターパーティの区分を提供していません。当社は、銘柄が適合するかを評価するため、お客様の取引経験および知識について質問することがあります。当社が不適合と判断した場合は警告を発することがありますが、取引の判断はお客様に委ねられます。

第7条(サービス)

当社は、ノーディーリングデスク(NDD)方式により、お客様の注文をリクイディティプロバイダーへ取り次ぎ、またはプロバイダーから受領した価格で執行する、執行専門(エグゼキューション・オンリー)のサービスを提供します。CFD取引において当社はお客様のカウンターパーティとなります。CFDは店頭(OTC)契約であり、取引所で取引されるものではありません。

当社は投資・税務・法務に関する助言を提供せず、お客様の口座を運用しません。市場解説、経済指標カレンダー、AIによる影響スコア、シグナル、教育コンテンツ、ニュースフィード(第三者提供のものを含む)は一般的な情報提供のみを目的とし、助言または推奨を構成しません。すべての取引判断の責任はお客様のみが負います。

第8条(取引プラットフォーム・EA・VPS)

当社は、当社との取引を目的として取引プラットフォームを使用する非独占的かつ譲渡不能なライセンスをお客様に付与します。お客様は自己の責任においてEA(エキスパートアドバイザー)、スクリプト、インジケーター、第三者のVPSを利用でき、その動作について責任を負います。当社は、異常な注文トラフィック(過度の発注・変更・取消を含む)を生じさせ、またはプラットフォームの正常な運用を妨げる自動売買を制限または停止することができます。

当社はメンテナンス、アップグレードまたは緊急時に取引プラットフォームを停止することがあり、合理的な範囲で事前に通知するよう努めます。

第9条(気配値・注文・執行)

取引プラットフォームに表示される気配値は、注文が執行されるまで参考値です。注文は当社サーバーに到達した時点で利用可能な価格で執行され(マーケット執行)、要求価格と有利・不利いずれの方向にも異なることがあります。待機注文(指値・逆指値、ストップロス、テイクプロフィット)はトリガー後に最初に利用可能な価格で執行され、窓開けや流動性の薄い状況では不利な価格で約定することがあります。保証付きストップロス注文は提供していません。

当社は、合理的に行動し事前通知なく、注文の拒否または取消、ポジションの決済、明白に誤った価格(以下「誤表示価格」)で執行された取引の訂正を行うことができます。これには、レート配信エラー、システム障害、異常な市場環境

、リクイディティプロバイダーの誤りに起因する価格を含みます。当社は訂正をお客様に通知します。詳細は一般取引条件および最良執行および注文執行ポリシーに定めます。

第10条(証拠金・レバレッジ・ロスカット)

お客様は保有ポジションを維持するために十分な証拠金を保持しなければなりません。証拠金要件、レバレッジ水準、ロスカット水準は口座タイプごとにクライアントエリアおよび一般取引条件に掲載されます。別段の定めがない限り、証拠金維持率が50%に低下した時点でマージンコール警告が発せられ、20%に低下した時点で含み損の大きいポジションから自動的に決済されます(以下「ロスカット」)。お客様は常時証拠金維持率を監視する責任を負い、当社はロスカット前に通知する義務を負いません。

当社は、重要な経済指標の発表前後、市場オープン時、週末、祝日、相場急変時を含め、銘柄または口座のレバレッジおよび証拠金要件を、合理的に可能な範囲の通知をもって変更することができます。レバレッジはお客様の有効証拠金または保有エクスポージャーの規模に応じて引き下げられることもあります。

第11条(ゼロカット(マイナス残高保護))

ロスカット後、通常の相場変動の結果としてお客様の残高がゼロを下回った場合、当社は残高をゼロにリセットします。ゼロカットは当社の裁量による措置であり、第16条に定める禁止行為、本保護を悪用する目的での複数口座または複数業者の利用、その他当社が認定した濫用に起因するマイナス残高には適用されません。これらの場合に生じたマイナス残高は、お客様が当社に対して負う債務として存続します。

第12条(顧客資産)

顧客資金は、当社のライセンス発行当局の要件に従い、当社の運営資金とは分別して銀行、決済機関またはカストディ口座で保管されます。顧客資金は他のお客様の資金と合同で管理されることがあります。当社は顧客資金に利息を付しません。お客様は、当社が海外法人であり、お客様の居住国の投資者補償制度または預金保険制度が適用されないことを了承します。

第13条(入金)

入金はクライアントエリアに表示される決済方法によってのみ、かつお客様ご本人名義の銀行口座、カードまたは暗号資産ウォレットからのみ行うことができます。第三者からの入金は拒否され、発生した費用を差し引いて返金されます。暗号資産による入金は、必要なネットワーク承認の後、受領時に表示される換算レートで反映されます。当社は入金手数料を課しません。お客様の銀行、カード発行会社、オンランプ事業者またはネットワークが課す手数料はお客様の負担となります。

当社は、決済が完了した資金を受領し、必要な確認を終えるまで入金の反映を保留することがあります。

第14条(出金)

出金依頼はクライアントエリアから行います。最低出金額は30米ドル(相当額)です。出金は確認手続きを条件として、原則として依頼から1営業日以内に処理されます。マネーロンダリング防止規制に従い、資金はまず入金元の決済手段へ、その手段による入金額を上限として返金され、その後に他の手段が用いられます。残額はお客様ご本人名義の手段へ送金されます。入金元の手段が利用できなくなった場合、お客様はその閉鎖を示す十分な証拠を提出しなければなりません。

当社は、口座が調査の対象である場合、保有ポジションの証拠金が不足する場合、出金がボーナスおよびプロモーション規約に違反する場合、または詐欺もしくは濫用の合理的な疑いがある場合、出金を拒否または遅延することができます。当社は出金処理の前に、お客様が当社に負う金額を控除することができます。

第15条(チャージバックおよび決済に関する紛争)

お客様は、口座に反映済みの入金について、決済手段の不正使用が証明された場合を除き、チャージバックまたは支払の取消を申し立てないことに同意します。チャージバックが申し立てられた場合、当社は直ちに保有ポジションを決済し、口座を凍結し、係争金額および手数料を回収し、決済事業者、不正防止データベースおよび所管当局に報告することができます。

第16条(禁止行為および濫用的取引)

次の行為は本契約の重大な違反を構成します:(a)誤表示価格、価格遅延、接続障害またはプラットフォームの不具合を利用すること(以下「アービトラージ濫用」)、(b)ゼロカット、ボーナスまたはスワップフリー条件を悪用する目的で、お客様または関係者が保有する口座間もしくは他社との間で反対ポジションを建てること、(c)第三者に口座を操作させ、または他人の口座を操作すること、(d)マネーロンダリング、詐欺、相場操縦その他の違法行為に口座を利用すること、(e)虚偽の情報または書類を提供すること、(f)過度または操作的な注文を行うスクリプトもしくはEAを使用すること、(g)ボーナスおよびプロモーション規約に定めるプロモーションの濫用、(h)その他当社が不当な利益を得ようとする試みと合理的に判断する行為。

違反があった場合、当社は事前通知なく、該当取引の取消または巻戻し、生じた利益を除去するための口座調整、ボーナスの取消、合理的な費用の請求、口座の停止または閉鎖、調査中の資金留保を行うことができます。本人確認情報、端末、IPアドレス、決済手段または取引パターンにより複数の口座が関連していると認められる場合、当社はこれらを単一の口座として扱うことができます。

第17条(手数料・スワップ・休眠口座)

各口座タイプに適用されるスプレッド、取引手数料、スワップ(オーバーナイト金利)レートその他の費用はクライアントエリアおよび一般取引条件に掲載され、通知のうえ変更されることがあります。スワップはサーバー時間0:00を越えて保有するポジションに付与または課されます。ほとんどの銘柄では水曜日に3倍のスワップが適用されます。口座通貨と銘柄通貨の間の換算は、取引プラットフォームに表示されるレートで行われます。

90日間連続して取引・入金・出金のない口座は休眠口座として扱われます。当社はクライアントエリアに表示する月額休眠口座手数料を課すことがあります。残高がゼロの場合は課されず、手数料により残高がゼロを下回ることはありません。残高ゼロの休眠口座はアーカイブされることがあります。

第18条(連絡および電子記録)

お客様は、通知、約定確認、取引報告書その他の連絡を、クライアントエリア、取引プラットフォームおよび口座に登録されたメールアドレスを通じて電子的に受領することに同意します。連絡は送信された営業日に受領されたものとみなされます。当社の唯一の公式ドメインは hyperfxmarket.ai です。当社がメール、メッセンジャーまたは電話でパスワードや個人ウォレットへの送金を求めることは決してありません。当社は電子的な通信および通話を記録し、証拠として用いることができます。約定確認は取引プラットフォームで確認できます。お客様は相違がある場合、24時間以内に報告しなければなりません。

第19条(口座のセキュリティ)

お客様は、ログイン情報の秘密保持および、侵害を当社に通知するまでの間に口座上で行われたすべての操作(お客様が承認したか否かを問わない)について責任を負います。お客様は提供されている場合には二段階認証を有効にし、不正アクセスの疑いがある場合は直ちに当社へ通知しなければなりません。

第20条(秘密保持および個人データ)

各当事者は、法令、規制当局もしくは裁判所により開示を求められる場合、または本契約の履行に必要な場合を除き、相手方の秘密情報を秘密に保持します。個人データは個人情報保護方針に従って処理されます。お客様は、当社がサービス提供および法令遵守に必要な範囲で、リクイディティプロバイダー、決済事業者、本人確認代行業者および規制当局と情報を共有することに同意します。

第21条(知的財産権)

ウェブサイト、クライアントエリア、HYPER FX MARKET の名称およびロゴ、当社独自のツール、コンテンツおよびデータに関するすべての権利は、当社またはそのライセンサーに帰属します。お客様は書面による同意なく、これらを複製、リバースエンジニアリング、スクレイピングまたは再配布してはなりません。

第22条(表明および保証)

お客様は、継続的に次の事項を表明し保証します:提供したすべての情報が真実かつ完全であること、お客様が米国人または制限対象国・地域の居住者でないこと、入金した資金がお客様自身のものであり違法行為に由来しないこと、開示した場合を除き重要な公的地位にある者(PEP)でないこと、リスク開示および警告書を読み理解し、預託した全資金の損失に耐えうること、ならびにお客様が自己のために行動し、他人の代理人または受託者として行動していないこと。

第23条(責任・補償・不可抗力)

当社は、相場変動、お客様の取引判断、インターネット・通信・端末・第三者ソフトウェアの遅延または障害、リクイディティプロバイダー・決済事業者その他第三者の行為、または市場の混乱、取引所の取引停止、戦争、内乱、サイバー攻撃、感染症の流行、政府の措置を含む当社の合理的な支配を超える事由(不可抗力)に起因する損失(逸失利益を含む)について責任を負いません。不可抗力事由の発生中、当社は取引の停止、スプレッドの拡大、証拠金要件の引上げ、ポジションの決済その他の合理的な措置を講じることができます。

当社は、当社の詐欺、故意または重過失により直接生じた損失についてのみ責任を負います。本契約のいかなる規定も、適用法上免責できない責任を免除するものではありません。お客様は、お客様の本契約違反または違法行為に起因して当社に生じた損失、費用または請求について当社を補償します。

第24条(債務不履行事由および解約)

いずれの当事者も書面による通知により本契約を解約することができ、お客様はクライアントエリアからいつでも解約できます。解約は、すべての保有ポジションが決済され、未払金額がすべて精算された時点で効力を生じ、残高は第14条に従ってお客様に返金されます。

当社は次の場合、直ちに口座を停止または解約することができます:お客様が本契約に違反した場合、規制当局・裁判所・法執行機関から求められた場合、お客様が支払不能となりまたは死亡した場合、詐欺・マネーロンダリング・濫用的取引の合理的な疑いがある場合、または当社がお客様の法域でのサービス提供を終了する場合。これらの場合、当社は市場価格でポジションを決済し、調査中は資金を留保することができます。

第25条(変更)

当社は、クライアントエリアおよびメールによる14日前までの通知をもって関連規約を変更することができます。法令、規制当局または市場環境により必要な場合は、より短い通知で変更することができます。発効日以降に口座を継続して利用した場合、変更後の条件に同意したものとみなされます。同意しない場合、お客様は第24条に従い無償で本契約を解約することができます。

第26条(一般条項)

お客様は本契約上の権利または義務を譲渡することはできません。当社は通知のうえ、本契約を関連会社または承継者に移転することができます。いずれかの条項が無効とされた場合でも、その他の条項は効力を有します。当社が権利の行使を怠りまたは遅延しても、権利放棄とはみなされません。本契約は、その他の関連規約とともに当事者間の完全な合意を構成し、従前のあらゆる取決めに優先します。

第27条(苦情・準拠法・紛争解決)

苦情はクライアント苦情処理手続きに従って取り扱います。本契約および本契約から生じる非契約上の義務は、コモロ連合アンジュアン自治島の法律に準拠します。クライアント苦情処理手続きにより解決できない紛争は、アンジュアン自治島の裁判所を専属的管轄裁判所とします。ただし、当社がお客様の居住地または資産所在地の法域において手続きを提起する権利を妨げるものではありません。